

月見台まちづくりのルール

このまちづくりルールは、地域住民が自主的に定め、守っていくものです。地区の現在の住環境の良さを守るだけではなく、建物の新築や増改築、外構部の整備などの機会をとらえて、より良いまちづくりをめざしています。

開発事業者や不動産経営をされる方々も、地域コミュニティの一員として、ご協力をお願いいたします。

1. まちづくりの基本的な考え方

私たちは、これまで育んできた緑や居住環境の保全と築き上げてきた地域コミュニティの継承・発展をめざして、次の3点を月見台地区のまちづくりの基本的な考え方とします。

①多世代の人々が住み、子ども達の声が聞こえる活気のあるまち

②低層住宅を中心とした美しい街並みのまち

③緑に包まれ、潤いと風格があるまち

2. まちづくりのルール

(1) 地区全体の建築物等のあり方にについて

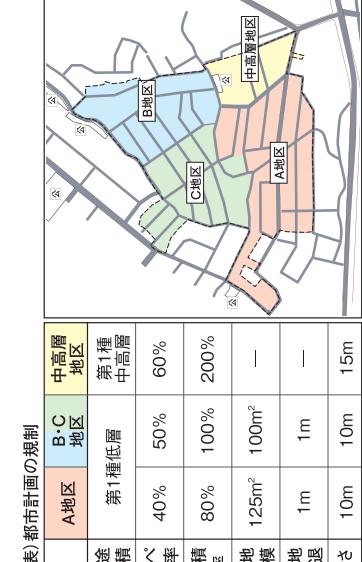
①全地区において、建物の用途、建ぺい率・容積率、高さなどは、現在の都市計画に定められた基準を原則とします。

②低層住宅地区（A・B・C地区）においては、戸建て住宅を中心としたゆとりのある街並みを保全していきましょう。

③建物の規模や形態、色彩などは奇抜なものを避け、地区環境に調和するよう配慮しましょう。

④ゴミ置き場、生糞屋外機、高架水槽などの屋外付帯設備も、外からの美観に配慮しましょう。

⑤このルールは可能なところから取組み、建物の新築、改築、増築及び外構部の整備時の配慮指針とします。



(2) 大規模な敷地の開発について

(大規模な敷地とは、概ね1街区にわたる開発を指します)

①大規模な敷地の開発に当たっては、川崎市総合調整条例の理念に基づき、早期の情報提供、地域との話し合いを行なうと共に、地域コミュニティの一員として、地域環境との調和や地域貢献に努めましょう。

②多世代の人々が住み、子ども達の声が聞こえる活気のあるまちを再生していくために、共同住宅を建設する場合は、ファミリー世帯向け住宅を（一定割合以上）設置するよう努めましょう。

③建物の配置・設計にあたっては、周辺環境との調和に心がけるとともに、隣接住宅への圧迫感や日照など相隣環境に配慮しましょう。

④ルビナス坂道については、歩行者空間を確保するために、連続的な歩道を設置し、歩行者環境を整備しましょう。その他については、周辺の状況に合わせて道路境界線等をセットバックするとともに、歩道状空地の確保に努めましょう。

⑤敷地内の緑化や屋外付帯設備の美觀にも配慮しましょう。

⑥公園・緑地等のオープンスペース（公園空地）の確保に努めると共に、その配置については、地域の利用にも配慮しましょう。

⑦居住者へ、自治会への参加を呼びかけましょう。



ルビナス生田のセントラック(歩道部分)

開放的で緑を工夫した駐車場

(4) 緑に包まれ、潤いのある街並み形成について

①現在の緑豊かで潤いのある街並みを維持し、より魅力ある街並みを創り上げていくために、生垣、庭の植木、花壇づくり、擁壁の緑化など可能な範囲で緑化を進めましょう。また、緑の適切な管理に努めましょう。

②緑の街並みや道のゆとりを増加させるために、道幅に面する外構(接道部やエントランス)の緑、駐車場の配置などを工夫しましょう。自治会として、デザインガイドを作成したり、川崎市の助成制度を活用するなどして、できるところから推進ていきましょう。

③災害時の安全性や犯罪を防止するため、プロック塀の生垣化やフェンス化などを徐々に進めましょう。



月見台の入口を飾る花壇

(5) 生活のマナーの遵守等について

①お互いの日常生活が快適に暮らせるように、ゴミの出し方や深夜の騒音、薬の散布、ペットの飼い方などに關注して、生活マナーを遵守ていきましょう。

②空き家の所有者は、草刈りやゴミの放置予防などを行ないましょう。

③環境にそぐわない看板や広告物の設置は避け、また、適切に管理しましょう。

※本ルールは、平成19年10月28日に定めました。



環境に配慮したごみ箱の例

建築や開発行為を行なう時は、事前に、月見台自治会まちづくり委員会までご相談下さい。